

中小企業等事業再構築促進事業補助金について

1. 事業目的

令和2年度第3次補正予算額：1兆1,485億円（中小企業庁）

2021年5月 全石連 経営相談室

- ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とする
- 新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築に意欲のある中小企業等を支援する

2. 申請の要件

① 売上げが減っている

2020年10月以降の連続する6カ月間（10月～3月または11月～4月）のうち、任意の3カ月の合計売上がコロナ以前（2019年または2020年1月～3月）の同じ3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している

※当該3カ月は連続していなくて構わない



② 事業再構築に取り組む

自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編を行う

新分野展開

- 主な業種・事業を変更せずに新しい製品・商品・新サービスを製造・提供し、新しい市場に進出する

事業転換

- 主な業種は従来のまま、新しい事業で新しい製品・商品・サービスを製造・提供する

業種転換

- 新しい業種で新しい製品・商品・サービスを製造・提供する

業態転換

- 製品・商品・サービスの製造・提供の方法を相当程度変更する

③ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

- 事業再構築の事業計画を認定支援機関等と策定する
 - ※事業計画は補助金額が3千万円を超える案件は金融機関も参加して策定する。金融機関が認定支援機関を兼ねる場合は金融機関のみでよい
 - 事業計画は補助事業終了後3～5年でアまたはイいずれかを見込むものとする
 - ア 事業計画期間において付加価値額の年率平均3.0%以上増加にコミット ※企業の事業規模を拡大させるケース
 - イ 事業計画期間において従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加にコミット ※生産性を向上させるケース
- ※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう
- ※事業計画は補助事業終了後5年フォローアップがある。経営状況等について年次報告が必要

3. 補助金概要

①補助金額・補助率

- ・中小企業（通常枠）100万円以上～6,000万円以下 補助率2/3
 - ・中小企業（卒業枠*）6,000万円超～1億円以下 補助率2/3 *計画期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠
- ※緊急事態宣言により深刻な影響を受けた事業者向けに「特別枠」あり

②補助対象経費

- 建物費（建物の建築・改修、建物の撤去、賃貸物件等の原状回復）
- 機械装置・システム構築費（設備、専用ソフトの購入やリース等）、クラウドサービス利用費、運搬費
- 技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、知的財産権等関連経費
- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）専門家経費 ※応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外。
- 広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- 研修費（教育訓練費、講座受講等）

※従業員の人件費・旅費、不動産、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費、フランチャイズ加盟料は対象外

③事業期間

令和4（2022）年度末まで。5月20日より第2回公募開始。申請は5月26日より開始、7月2日18時締切

④申請方法

申請手続きは事業者自身が行い、全て電子申請（jGrants）で行う。**GビズIDプライムアカウント**を事前に取得する必要がある
【GビズIDクイックマニュアルgBizIDプライム編】 https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf

4. 注意事項

● 事業計画には審査がある

申請した事業計画は外部有識者からなる審査員が評価しより優れた事業計画が採択されるため、不採択となる可能性がある

● 悪質な業者への注意

事業計画の策定等で外部の支援を受ける際には、提供するサービスと乖離した高額な成功報酬を請求する悪質な業者に注意

● 補助金を活用して購入した資産の管理状況の確認、会計検査への対応

不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となる。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性がある

【中小企業庁 事業再構築補助金HP】 <https://jigyousaikouchiku.jp/>

【問合せ先】 全国石油商業組合連合会 経営相談室 浦辻 Tel03-3593-5816

補助金支援PT Tel03-3593-5835(今井、安中、安田) Tel03-3593-5836(富永) Tel03-5251-0461(灰賀) Tel03-5251-0466(遠藤、龍野)

事業再構築指針の概要

類型と概要	産業分類の変更		A 製品・サービスの 新規性要件	B 市場の新規性要件	C 製造・提供方法 の新規性要件	D 施設撤去要件	売上高要件	
	大分類 (業種)	中・小・細 (事業)						
新分野展開 主な業種・事業を変更せず に新しい製品・商品・新 サービスを製造・提供し、 新しい市場に進出する	変更しない	変更しない	必須	必須	—	—	新たな製品・商品・ サービスの売上高が 総 売上高の10%以上 となる	
事業転換 主な業種は従来のまま、 新しい事業で新しい製 品・商品・サービスを製 造・提供する	変更しない	変更する	必須	必須	—	—	新しい製品・商品・ サービスの属する事業 が 売上構成比の最も 高い事業 になる	
業種転換 新しい業種で新しい製 品・商品・サービスを製 造・提供する	変更する	—	必須	必須	—	—	新しい製品・商品・ サービスの属する業種 が 売上構成比の最も 高い業種 になる	
業態転換 製品・商品・サービ スの製造・提供の方 法を相当程度変更 する	製造業	変更しない	変更しない	必須	—	必須	—	新たな製造・提供の 方法の売上高が 総売 上高の10%以上 とな る
	非製造業	変更しない	変更しない	AまたはDのどちら か必須	—	必須	AまたはDのどちらか 必須	

A 製品等の新規性要件（新しい製品・サービスであること）

- ①過去に製造・提供した実績がない
- ②製造・提供に用いる主要設備を変更する
- ③（測定できる場合は）定量的に性能・効能が異なる

C 製造方法等の新規性要件（新しい製造・提供の方法であること）

- ①過去に同じ方法で製造・提供した実績がない
- ②新たな製造・提供方法に用いる主要設備を変更する
- ③（測定できる場合は）定量的に性能・効能が異なる

B 市場の新規性要件（新しい市場に進出すること）

既存の製品・サービスと新しい製品・新サービスの代替性が低い

D 設備撤去等要件

既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小等を伴うもの

※これらの要件を満たす（＝事業計画において示す）ことが必要

日本標準産業分類による業種と事業の定義

業種		事業	
大分類	中分類	小分類	細分類
I 卸売業・小売業	60 その他の小売業	605 燃料小売業	6051 ガソリンスタンド 6052 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
I 卸売業・小売業	59 機械器具小売業	591 自動車小売業	5911 自動車（新車）小売業 5912 中古自動車小売業 5913 自動車部分品・付属品小売業
I 卸売業・小売業	58 飲食料品小売業	589 他に分類されない飲食料品小売業	5891 コンビニエンスストア
R サービス業（他に分類されないもの）	89 自動車整備業	891 自動車整備業	8911 自動車一般整備業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業（コインランドリー業）
N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業	804 スポーツ施設提供業	8048 フィットネスクラブ
K 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業		

※以下に該当する事業計画は対象外（公募要領P14）

- 具体的な事業再構築の実施の大半を他社に外注又は委託し、企画だけを行う事業
- 専ら資産運用的性格の強い事業
- 建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
- 主として従業員の解雇を通じて付加価値額要件を達成させるような事業
- 他の法人・事業者と同一又は類似内容の事業（申請事業者それぞれの独自性が求められる）

10-1. 飲食業での活用例（業態転換）

事業再構築補助金の概要
(中小企業等事業再構築促進事業)

2.1版
令和3年3月31日
中小企業庁

【注意!!!】この概要は、事業内容の変更に伴って改訂されることがあります。
最新情報については、中小企業庁又は事務局のホームページをご確認ください。

飲食業

コロナ前

コロナ後

居酒屋を経営していたところ、
コロナの影響で売上が減少

76 飲食店

- 765 酒場、ビヤホール
- 7651 酒場、ビヤホール

業態
転換

店舗での営業を廃止。
オンライン専用の**弁当の宅配事業**
を新たに開始。

77 持ち帰り・配達飲食サービス業

- 772 配達飲食サービス業
- 7721 配達飲食サービス業



補助経費の例：店舗縮小に係る**建物改修**の費用
新規サービスに係る**機器導入費**や**広告宣伝**のための費用など

※事例では新しい事業の中分類が変わっているが、事業転換ではなく**業態転換の申請例**とされている

	コロナ以前											
2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	コロナ以前									対象期間		
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
							申請月					
2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

(例)

			2019年									合計
売上高			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	110
			40	40	30	50	50	40	40	50	50	
2019年			2020年			2020年						
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
50	40	40	30	30	40	40	40	30	30	40	40	△10%以上
2020年			2021年				2021年					90
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
40	40	40	30	40	30	30		申請月				

連続する6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高